

## 後期第8問

税理士であるAはXを含む顧問先からの税理士顧問料の取立てを集金代行業者であるB社に委託していた。同社は上記顧問先の預金口座から自動引き落としの方法で顧問料金を集金した上でこれを一括してAが指定した預金口座に振込送金していたが、Aの妻が上記振込送金先をC銀行D支店のX名義の普通預金口座に変更する旨の届出を誤ってしたため、B社ではこれに基づき、集金した顧問料等合計75万31円を同口座に振り込んだ。そしてXは通帳の記載から、入金される予定のないB社からの誤った振込みであったことを知ったが、これを自己の借金の返済に充てようと考えて、上記支店において、窓口係員に対して、誤った振込みがあった旨を隠して、その時点で残高が92万余りとなっていた預金のうち88万円の払い戻しを請求して、同係員から即時に現金88万円の交付を受けた。

Xの罪責を述べよ。

参考判例：最高裁第2小法廷平成15年3月12日判決